

第 1 章 計画の基本的考え方

1 プラン策定の趣旨

区は平成 27 年9月に「練馬区健康づくり総合計画」を策定し、健康づくり施策を推進してきました。この計画期間が令和元年度で終了となることから、これまでの取組を評価し、次期計画策定の基礎資料とするため、平成 30 年度に健康実態調査を実施しました。

調査結果によれば、前回から改善した項目が多く見られますが、運動習慣者の割合、がん検診の受診状況などの数値が悪化しているなど、対策の強化が必要な項目も見受けられます。また、平均寿命の延伸とともに、がんや生活習慣病にかかる人が増えており、その予防に向けた取組の重要性も一層増しています。

これまでの取組の評価や社会状況の変化を踏まえ、区の健康づくり施策の新たな指針となる「健康づくりサポートプラン」を策定し、あらゆる世代の人が自ら健康づくりに取り組めるまちの実現を目指します。

なお、健康づくりは、区民一人ひとりが自ら取り組むものであり、区は地域と協働しながらその応援をするという視点から、計画名称を「健康づくり総合計画」から「健康づくりサポートプラン」に改めることとしました。

2 プランの位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、健康増進法に規定する市町村健康増進計画として位置付けています。また、食育推進計画（食育基本法）、母子保健計画（厚生労働省通知）およびがん対策推進計画（がん対策基本法）としても位置付け、包含しています。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、第2次みどりの風吹くまちビジョンとの整合を図るため、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

(3) 区の関連計画との関係

本計画は、ランドデザイン構想の実現に向けた、区の新たな総合計画「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の健康分野における個別計画です。また、他の関連計画との整合を図っています。



